

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携(オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援等)

当社は、WEB制作およびデジタルマーケティング支援を通じて、多様な業種・規模の事業者と継続的に連携しています。直接の取引先にとどまらず、協業先や外部パートナーとの情報共有や連携を促進することで、業界や企業規模を超えた価値創出に取り組みます。

また、取引先同士をつなぐハブ的な役割を担い、事業成長や新たな取組につながる連携機会の創出を支援することで、サプライチェーン全体の共存共栄を目指します。

b. IT実装支援(共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等)

当社は、WEBサイト構築、業務ツール導入支援、デジタル活用に関する助言を通じて、取引先の業務効率化および生産性向上を支援しています。

特に、中小事業者におけるIT活用のハードルを下げるこことを重視し、クラウドツールの導入支援、データ活用に関する助言、セキュリティ意識向上のための情報提供などを行います。これにより、災害時を含む事業継続性の向上や、柔軟な働き方の実現を後押しします。

e. 健康経営に関する取組(健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等)

当社は、働く人の心身の健康が事業の持続的成長につながるとの考えのもと、柔軟な働き方や業務環境の整備に取り組んでいます。

テレワークを活用した働き方の推進や、業務負荷の分散・効率化を通じて、従業員および関係者が健康的に働く環境づくりを進めるとともに、取引先に対しても同様の視点での情報共有や助言を行います。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他(任意記載)

当社は、直接の取引先に限らず、当社が関わるサプライチェーン全体において、公正で持続可能な取引関係の構築を重視しています。

デジタル化や業務改善によって生まれた成果や効率化の効果については、適切な形で取引先との関係性向上につなげるとともに、本宣言の趣旨や取組内容がサプライチェーン全体に共有されるよう、情報発信にも努めてまいります。

2026年1月27日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社TENSEN 代表取締役 渡邊 晓登
企業名 役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。